○厚生労働省令第百五十六号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（勤労青少年福祉推進者に関する省令の廃止）

第一条　勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和四十六年労働省令第十四号）は、廃止する。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一項第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第三十五条第二項中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

一　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第七条第一号ロ

二　生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）第七条第二項

（国民年金法施行規則及び言語聴覚士法施行規則の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

一　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第十七号

二　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第十四条第十一号及び第十五条第七号

（雇用対策法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

一　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の三第一項第三号イ及び第二条第二項第四号の二

二　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）別表第一の備考一及び別表第三の備考一

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第六条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五号の九の次に次の二号を加える。

四十五の十　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に係る申請等　同法第十五条第七項及び第二十二条の報告以外の申請等

四十五の十一　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）に係る申請等　同令第四条の報告

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第七条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）及び第三条の二（見出しを含む。）中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第三条の三（見出しを含む。）中「第十五条の六第一項第三号」を「第十五条の七第一項第三号」に改める。

第三条の四（見出しを含む。）中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第四条第一項中「第十五条の六第四項第二号」を「第十五条の七第四項第二号」に改める。

第四条の二中「第十五条の七」を「第十五条の八第一項」に改める。

第三十五条の十第六号中「生活衛生協同組合」を「生活衛生同業組合」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十六条の六第二項第一号」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第八条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十条の三第一項第一号ロ中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改め、同条第二項中「場合」の下に「又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。以下「青少年雇用促進法」という。）第十二条の認定を受けた事業主が三十五歳未満の者を雇い入れた場合」を加える。

第百十八条の二第二項を次のように改める。

2　前項第一号ハ(1)(i)又は(ii)の措置により転換し、若しくは雇い入れられた者が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父に該当する場合又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた者が三十五歳未満の者に該当する場合における同項第二号イ又はロの規定の適用については、同号イ(1)中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円）」と、同号イ(2)中「対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき二十万円、その他の労働者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき二十万円）」と、同号ロ(1)中「三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十五万円）」とあるのは「四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、三十万円）」と、同号ロ(2)中「対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき二十万円）」とする。

第百二十五条に次の一項を加える。

3　青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が第一項第一号ロに該当する場合における同項第二号ロ(1)の規定の適用については、同号ロ(1)中「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」とあるのは「二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）」とする。

第百二十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第百三十八条の三第一号イ中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附則第十七条の三の表第二項の項中「又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき四十万円、その他の労働者一